

# 「ぐるっとおでかけ阪神北－ひょうご北摂ツーリズムガイド」デザイン改修業務 仕様書

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会

## 1 業務名称

「ぐるっとおでかけ阪神北－ひょうご北摂ツーリズムガイド」デザイン改修業務

## 2 目的・概要

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（以下「協議会」という）のホームページ「ぐるっとおでかけ阪神北－ひょうご北摂ツーリズムガイド」は、平成28年度の開設以来、ひょうご北摂の魅力や観光情報を地域内外・国内外に発信してきた。しかし、これまでデザイン面での大幅な改修は実施しておらず、デザイン性に優れた他のホームページと比較すると、単調で殺風景な印象を与えてしまうという課題がある。

また、近年では全世代におけるスマートフォンの浸透に伴い、情報発信ツールとしてのホームページの重要性は増す一方であり、ユーザビリティ・アクセシビリティへの対応がより求められるようになっている。

さらに、旅行ルートの選定に生成AIサービスを用いる消費行動も拡大してきており、AIが作成した検索結果の概要に当ホームページがリンク表示されることの重要性も無視できない状況である。

こうした課題に対応すべく、当ホームページ訪問者に「ひょうご北摂を訪れてみたい」と感覚的に思わせる魅力的なデザインを導入する「ぐるっとおでかけ阪神北－ひょうご北摂ツーリズムガイド」改修業務を実施する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月9日（月）まで

## 4 委託料

1,000,000円一以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 委託方法

企画提案コンペの結果、当選した事業者を委託予定者とする。

応募手続き等の詳細は、『「ぐるっとおでかけ阪神北－ひょうご北摂ツーリズムガイド」デザイン改修業務企画提案コンペ要項』を参照のこと。

## 6 業務内容

日本語ウェブページのUI設計及びデザイン

上記目的・概要を勘案したうえで、各ページについて最適と考えるユーザーインターフェース（UI）及びデザインを新たに設計し、納品すること。

(対象ページ)

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) トップページ    | <a href="https://visithanshin.jp/">https://visithanshin.jp/</a>                                 |
| (2) イベント      | <a href="https://visithanshin.jp/event/">https://visithanshin.jp/event/</a>                     |
| (3) 観光スポット    | <a href="https://visithanshin.jp/spot/">https://visithanshin.jp/spot/</a>                       |
| (4) 地域紹介      | <a href="https://visithanshin.jp/area/">https://visithanshin.jp/area/</a>                       |
| (5) ひょうご北摂の味覚 | <a href="https://visithanshin.jp/specialty/">https://visithanshin.jp/specialty/</a>             |
| (6) パンフレット紹介  | <a href="https://visithanshin.jp/useful/pamphlet/">https://visithanshin.jp/useful/pamphlet/</a> |
| (7) 交通アクセス    | <a href="https://visithanshin.jp/access/">https://visithanshin.jp/access/</a>                   |

(画面中央の路線図は変更せず、それ以外のデザインを改修する)

(デザインについて)

以下の特徴を踏まえた最適と考えるデザインを提案・作成すること。なお、既存デザインの一部を踏襲することは可能とするが、全体の概ね8割以上は新たに作成すること。

- ・閲覧者が目的の場所を簡単に探し出せるような視認性の高いデザインや文字配置とするなど情報をわかりやすく表示すること。
- ・地域のブランドイメージが効果的に伝わること。
- ・情報過多にならないこと。
- ・リンクボタンは一体的にデザインしたクリック、タップしやすい形に形成するなど操作しやすいように工夫すること。
- ・高齢者や障がい者等を含め誰もが閲覧しやすいようユニバーサルデザインの観点から要素の形状や配色・バランス等をデザインすること。
- ・スマートフォン等のモバイル機器でも読みやすいフォント、文字サイズを利用するここと。
- ・画面をフル活用したデザインであること。また、快適な閲覧ができるよう行間や左右の余白を確保すること。
- ・ページ全体でヘッダ・フッタ、見出し等のUIデザインを統一すること。また、トップページ及び中間カテゴリページ、詳細記事ページのデザインの統一性を確保すること。

(校正について)

校正2回及び責任校正を行うものとする。

(注意点)

- ・各ページの階層構造及びリンク遷移には変化は加えないこととし、UI及びデザイン面の提案のみを行うこと。
- ・作成したデザインのサーバーへのアップロードは、協議会において実施する。

## 7 成果物

以下に示す成果物を CD-ROM などの電子媒体で納品すること。

- (1) デザインデータ本体
- (2) デザインを構成する画像データ等一式

## 8 納品

- (1) 納品場所

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会事務局（兵庫県阪神北県民局県民躍動室地域振興課内）－兵庫県宝塚市旭町 2-4-15

- (2) 納期

令和 8 年 3 月 9 日（月）17 時

## 9 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）再委託等することができる。
- (3) 委託者が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- (4) 受託者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3 次委託等）には、委託者に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、委託者の書面による承認を受けなければならない。なお、4 次委託等以降も同様とする。
- (5) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、委託者の承認を受けなければならない。
- (6) 受託者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

## 10 業務実施上の留意点

- (1) 契約の締結

ア 受託者は、委託者と業務の実施方法や内容等について協議し、調整を行う。この協議・調整において、委託者と受託者双方で確認のうえ、業務の内容等を修正し、又は変更することがある。

イ 本業務の遂行に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。

## (2) 業務の履行に関する措置

業務の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。

また、業務の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

## (3) 納品データの安全管理

編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

## (4) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。

また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## (5) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。

また、本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受託者側で一切の責任を負うこと。

## (6) 著作権・肖像権等

ア 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵害しないようにすること。

イ 完成したウェブサイト、中間生成物等（以下「成果品」という。）についての所有権並びに著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び法第28条を含む）は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属するものとし、受託者及び受託者から中間生成物を作成した者は、本業務に関係する事項に関して法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。

ウ 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は委託料に含まれるものとする。

## (7) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## (8) 成果品の利用（二次利用）

委託者は本業務の成果品等を期間の制限なく無償で、自ら利用するために必要な範

囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(9) その他

- ・ 受託者は、本業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについて、委託者と協議の上、誠意をもって処理すること。
- ・ また、協議会及び受託者は、契約締結後に仕様書の内容を変更する必要があると判断した場合は、両者協議の上変更することができる。
- ・ 受託者は、委託者へ操作方法等のレクチャー・引継ぎを行い、必要に応じて更新等の運用支援を行うこと。

## 11 問い合わせ先

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会事務局

〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町2-4-15

兵庫県宝塚総合庁舎2階 阪神北県民局県民躍動室地域振興課内

電話：(0797) 83-3156、FAX (0797) 86-4379

メール：[Hi roaki\\_Mori kawa01@pref. hyogo. lg. jp](mailto:Hi roaki_Mori kawa01@pref. hyogo. lg. jp) [hanshi nkkem@pref. hyogo. lg. jp](mailto:hanshi nkkem@pref. hyogo. lg. jp)

(必ず両アドレスに送付すること)

以上